

令和7年度
埼玉県博物館連絡協議会
総会

資 料

日時：令和7年4月24日（木）
会場：埼玉県立歴史と民俗の博物館 講堂

令和6年度 事業報告（案）

事業	日時・会場	事業内容
第1回役員会	4月25日 県立歴史と民俗の博物館	・会長・副会長・監事等の選出 ・令和5年度事業報告(案)、決算報告(案)の審議 ・令和6年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・地域別連絡協議会費の在り方についての審議
総会	4月25日 県立歴史と民俗の博物館	・新役員等の改選(案)の審議 ・令和5年度事業報告(案)、決算報告(案)の審議 ・令和6年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・地域別連絡協議会費の在り方についての審議 ・緊急時相互支援検討委員会の報告 ・令和5年度地域振興支援事業の実績報告
地域チーフ館会議	第1回 5月23日 第2回 2月20日 県立歴史と民俗の博物館※オンライン併用	<定例会> ・各地域の活動状況の報告と課題について 他
緊急時相互支援検討委員会	第1回 6月11日 歴史と民俗の博物館 第2回 11月27日 県立歴史と民俗の博物館※オンライン併用	・緊急時連絡訓練について ・情報収集活動 他
	第1回 10月25日 埼玉県職員会館 第2回 2月7日 歴史と民俗の博物館	・「県内文化財防災関係団体による県内会合」会議参加
地域振興支援事業 審査委員会	1月29日 歴史と民俗の博物館	・令和6年度地域振興支援事業の実績に係る審査 ・令和7年度地域振興支援事業計画の審査
第2回役員会	3月11日 県立歴史と民俗の博物館※オンライン併用	・令和6年度事業報告(案)、決算報告(案)の審議 ・令和7年度事業計画(案)、予算(案)の審議
見学会	4月25日 県立歴史と民俗の博物館	・施設及び展示見学 48名参加
前期研究会・見学会	8月29日 SKIPシティ 彩の国ビジュアル プラザ映像ミュージアム	・講習会：「資料撮影の基本技術について」 講師：池田保雄氏（カメラマン） ・企画展の見学 27名参加
後期研究会・見学会	2月14日 県立歴史と民俗の博物館	・講演：「温湿度管理について」 講師：間瀬 創 氏 (独立行政法人国立文化財機構 文化財活用センター 主任研究員) ・「新収集品展2022・2023」の見学 22名参加
刀剣取扱研修	12月3日 県立歴史と民俗の博物館	・刀剣資料の取扱い管理に関する研修会 3名参加
文化財レスキュー ・防災研修会	2月7日 県立歴史と民俗の博物館	・埼玉県文化財保護協会・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会との共催 テーマ：「博物館における振動実験の最前線」 20名参加
加盟館園職員名簿	5月配布	・主にデジタルデータで配布
加盟館ガイドマップ	9月27日発行	・加盟各館園の所在地及び概要を紹介したガイドマップを作成し、県内の観光案内所等へ配布
緊急時連絡訓練	9月1日～29日実施	
埼博連HPの更新	随時	・埼博連の活動に関する情報発信
災害等緊急時の情報集約	随時	・大雨・台風被害状況調査

令和6年度 埼玉県博物館連絡協議会 決算報告(案)

1. 一般会計

(収入の部)

(単位:円)(下段のかっこは令和5年度)

項目	予算額	収入額	比較増減額	備考
会費	1,061,000 (1,069,000)	1,062,000 (1,071,000)	1,000 (2,000)	21,000 × 16 館 = 336,000 14,000 × 19 館 = 266,000 10,000 × 46 館 = 460,000
雑収入	10 (8)	482 (10)	472 (2)	預金利子 482
繰越金	223,150 (241,349)	223,150 (241,349)	0 (0)	前年度より繰越 223,150
計	1,284,160 (1,310,357)	1,285,632 (1,312,359)	1,472 (2,002)	

(支出の部)

(単位:円)(下段のかっこは令和5年度)

項目	予算額	支出額	執行残	備考
旅費	20,000 (20,000)	17,322 (18,346)	2,678 (1,654)	委員会出席旅費・事務局旅費 17,322
事務費	81,000 (104,600)	68,510 (88,316)	12,490 (16,284)	通信運搬費 2,212 消耗品費 0 備品購入費 0 インターネット回線使用料 59,148 サーバーレンタル料 7,150
事業費	1,117,070 (1,069,160)	1,040,600 (932,547)	76,470 (136,613)	地域別連絡協議会費 325,100 前期・後期研究会費 15,440 地域振興支援事業費 (振込手数料込み) 200,000 加盟館図ガイドマップ作成費 (振込手数料込み) 500,060
繰出金	50,000 (50,000)	50,000 (50,000)	0 (0)	災害対策準備金として、特別会計へ繰入 50,000
予備費	16,090 (66,597)	0 (0)	16,090 (66,597)	予備費 0
計	1,284,160 (1,310,357)	1,176,432 (1,089,209)	107,728 (221,148)	

(収支の部)

(単位:円)(下段のかっこは令和5年度)

収入済額	1,285,632 (1,312,359)	
支出済額	1,176,432 (1,089,209)	
差引残額	109,200 (223,150)	(次年度へ繰越し)

2. 特別会計

(収入の部)

(単位:円)(下段のかっこは令和5年度)

項目	予算額	収入額	比較増減額	備考
繰入金	50,000 (50,000)	50,000 (50,000)	0 (0)	
繰越金	700,000 (650,000)	700,000 (650,000)	0 (0)	
計	750,000 (700,000)	750,000 (700,000)	0 (0)	

(支出の部)

(単位:円)(下段のかっこは令和5年度)

項目	予算額	支出額	執行残	備考
災害対策準備金	750,000 (700,000)	0 (0)	750,000 (700,000)	
計	750,000 (700,000)	0 (0)	750,000 (700,000)	

(収支の部)

(単位:円)(下段のかっこは令和5年度)

収入済額	750,000 (700,000)	
支出済額	0 (0)	
差引残額	750,000 (700,000)	(次年度へ繰越し)

監査報告

上記のとおり相違ありません

令和7年4月15日

館名: 毛呂山町歴史民俗資料館

職名: 館長

氏名: 佐藤春生

令和7年4月16日

館名: 羽生市郷土資料館

職名: 館長

氏名: 石久洋

令和7年度 事業計画（案）

事業	日時・会場	事業内容
第1回役員会	4月24日 県立歴史と民俗の博物館	・令和6年度事業報告(案)、決算報告(案)の審議 ・令和7年度事業計画(案)、予算(案)の審議
総会	4月24日 県立歴史と民俗の博物館	・令和6年度事業報告(案)、決算報告(案)の審議 ・令和7年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・緊急時相互支援検討委員会の報告 ・令和6年度地域振興支援事業の実績報告
地域チーフ館会議	2回（5月・2月） 県立歴史と民俗の博物館	・各地域の活動状況の報告と課題について他
緊急時相互支援検討委員会	2回（6月・11月） 県立歴史と民俗の博物館	・緊急時連絡訓練について ・情報収集活動 他
地域振興支援事業 審査委員会	1～2月 県立歴史と民俗の博物館	・令和7年度地域振興支援事業の実績に係る審査 ・令和8年度地域振興支援事業計画の審査
第2回役員会	3月 県立歴史と民俗の博物館	・令和7年度事業報告(案)、決算報告(案)の審議 ・令和8年度事業計画(案)、予算(案)の審議
見学会	4月24日 県立歴史と民俗の博物館	・施設及び展示見学
前期研究会・見学会	8月 会場未定	・講演及び展示見学
後期研究会・見学会	1月 会場未定	・講演及び展示見学
刀剣取扱研修	未定 県立歴史と民俗の博物館	・刀剣資料の取扱い管理に関する研修会
文化財レスキュー ・防災研修会	2月 会場未定	・埼玉県文化財保護協会・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会との共催
加盟館園職員名簿	5～6月頃配布	・主にデジタルデータで配布
加盟館ガイドマップ	9月末頃発行	・加盟各館園の所在地及び概要を紹介したガイドマップを作成し、県内の観光案内所等へ配布
緊急時連絡訓練	9月実施	
埼博連HPの更新	随時	・埼博連の活動に関する情報発信
災害等緊急時の情報集約	随時	・災害等緊急時の情報集約

令和7年度 埼玉県博物館連絡協議会 予算(案)

1. 一般会計

(収入の部)

(単位:円)

項目	令和7予算額	令和6予算額	比較増減額	備考(かっこ内は令和6予算)
会費	1,062,000	1,061,000	1,000	21,000 × 16 館 = 336,000 (357,000) 14,000 × 19 館 = 266,000 (224,000) 10,000 × 46 館 = 460,000 (480,000)
雑収入	482	10	472	預金利子 482 (10)
繰越金	109,200	223,150	△ 113,950	前年度より繰越し 109,200 (223,150)
計	1,171,682	1,284,160	△ 112,478	1,171,682 (1,284,160)

(支出の部)

(単位:円)

項目	令和7予算額	令和6予算額	比較増減額	備考(かっこ内は令和6予算)
旅費	20,000	20,000	0	委員会出席旅費・事務局旅費 20,000 (20,000)
事務費	81,500	81,000	500	通信運搬費 10,000 (10,000) 消耗品費(会議資料印刷費など) 4,000 (5,000) 備品購入費 0 (0) インターネット回線使用料 60,000 (60,000) サーバーレンタル料 7,500 (6,000)
事業費	1,012,910	1,117,070	△ 104,160	地域別連絡協議会費 325,100 (325,430) 研究会費 30,000 (50,000) 地域振興支援事業費(振込手数料込み) 100,110 (200,440) 加盟館園ガイドマップ作成費(振込手数料込み) 557,700 (541,200)
繰出金	50,000	50,000	0	災害対策準備金として、特別会計へ繰入 50,000 (50,000)
予備費	7,272	16,090	△ 8,818	予備費 7,272 (16,090)
計	1,171,682	1,284,160	△ 112,478	1,171,682 (1,284,160)

2. 特別会計

(収入の部)

項目	令和7予算額	令和6予算額	比較増減額	備考(かっこ内は令和6予算)
繰入金	50,000	50,000	0	一般会計より繰入れ 50,000 (50,000)
繰越金	750,000	700,000	50,000	前年度より繰越し 750,000 (700,000)
計	800,000	750,000	50,000	800,000 (750,000)

(支出の部)

項目	令和7予算額	令和6予算額	比較増減額	備考(かっこ内は令和6予算)
災害対策準備金	800,000	750,000	50,000	800,000 (750,000)

令和6・7年度 役員館（◎印は会長、○印は副会長、◆は監事）

役 職	地 域	館 名	職 名	氏 名
◎	南 部	埼玉県立歴史と民俗の博物館	館 長	栗岡 眞理子
○	南 部	川口市立アートギャラリー・アトリア	統括責任者	岡村 睦美
	南 部	鉄道博物館	館 長	大場 喜幸
	西 部	入間市博物館 ALIT	館 長	大久保 卓
◆	西 部	毛呂山町歴史民俗資料館	館 長	佐藤 春生
	西 部	滑川町エコミュージアムセンター	館 長	上野 修
○	西 部	狭山市立博物館	館 長	尾澤 栄一
	東・北部	草加市立歴史民俗資料館	館 長	細川 昭二
◆	東・北部	羽生市立郷土資料館	館 長	阿久津 豊
	秩 父	横瀬町歴史民俗資料館	館 長	小俣 敏孝

令和6・7年度 地域チーフ館

地 域	館 名	職 名	氏 名
南 部	さいたま市立博物館	館 長	椿 奈美
西 部	埼玉県立嵐山史跡の博物館	学芸主幹	関口 真規子
東・北部	久喜市立郷土資料館	館 長	小林 純
秩 父	埼玉県立自然の博物館	担当課長	渡辺 優

令和6・7年度 地域振興支援事業審査委員会委員館

役 職	地 域	館 名	職 名	氏 名
委 員 長	事 務 局	埼玉県立歴史と民俗の博物館	副館長	森内 優子
委 員	南 部	鉄道博物館	館 長	大場 喜幸
委 員	西 部	入間市博物館 ALIT	館 長	大久保 卓
委 員	東・北部	草加市立歴史民俗資料館	館 長	細川 昭二
委 員	秩 父	横瀬町歴史民俗資料館	館 長	小俣 敏孝

令和7・8年度 緊急時相互支援検討委員会委員館

地 域	館 名	職 名	氏 名
南 部	埼玉県立文書館	学芸員	木暮 咲樹
西 部	入間市博物館 ALIT	館 長	大久保 卓
東・北部	宮代町郷土資料館	主 査	横内 美穂
秩 父	秩父美術館・仏教資料館	館 長	西 勝寿

令和7・8年度 IT 担当館

地 域	館 名	職 名	氏 名
南 部	桶川市歴史民俗資料館	館 長	藤沼 昌泰
西 部	ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館	館 長	井上 樹朗
東・北部	埼玉県立川の博物館	学芸員	藤田 宏之
秩 父	長瀨町郷土資料館	教育次長	熊谷 昌史

令和7年度 埼玉県博物館連絡協議会 加盟館園リスト

名簿順	分館含む	館園名	名簿順	分館含む	館園名
1	1	朝霞市博物館	42	47	白岡市立歴史資料館
2	2	跡見学園女子大学花菱記念資料館	43	48	SKIPシティ 彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム
3	3	入間市博物館 ALIT(アリット)	44	49	鈴木酒造株式会社 酒蔵資料館
4	4	うらわ美術館	45	50	草加市立歴史民俗資料館
5	5	おがの化石館	46	51	秩父市立荒川歴史民俗資料館
6	6	桶川市歴史民俗資料館	47	52	秩父錦「酒づくりの森」酒蔵資料館
7	7	春日部市郷土資料館	48	53	秩父宮記念三峰山博物館
8	8	角川武蔵野ミュージアム	49	54	秩父美術館・仏教資料館
9	9	神川町文化財展示室	50	55	鉄道博物館
10	10	上里町立郷土資料館	51	56	(公財)遠山記念館
11	11	川口市立アートギャラリー・アトリア	52	57	所沢郷土美術館
12	12	川口市立科学館・サイエンスワールド	53	58	所沢航空発祥記念館
13	13	川口市立文化財センター「郷土資料館」	54	59	戸田市立郷土博物館
14	14	川越市立博物館		60	(分館)彩湖自然学習センター
15	15	(公財)河鍋晩斎記念美術館	55	61	(公財)長島記念館
16	16	木の博物館 木力館	56	62	長瀬町郷土資料館
17	17	行田市郷土博物館	57	63	滑川町エコミュージアムセンター
18	18	久喜市立郷土資料館	58	64	新座市立歴史民俗資料館
19	19	熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料展示室	59	65	日本工業大学工業技術博物館
20	20	(公財)原爆の図丸木美術館	60	66	日本万華鏡博物館
21	21	(公財)埼玉県学校給食会 学校給食歴史館	61	67	蓮田市文化財展示館
22	22	埼玉県平和資料館	62	68	鉢形城歴史館
23	23	埼玉県防災学習センター	63	69	羽生市立郷土資料館
24	24	埼玉県立川の博物館	64	70	飯能市立博物館
25	25	埼玉県立近代美術館	65	71	武甲山資料館
26	26	埼玉県立さきたま史跡の博物館	66	72	富士見市立資料館(本館) 水子貝塚資料館
27	27	埼玉県立自然の博物館		73	富士見市立資料館(分館) 難波田城資料館
28	28	埼玉県立文書館	67	74	ふじみ野市資料館(ふじみ野市立大井郷土資料館)
29	29	埼玉県立嵐山史跡の博物館		75	ふじみ野市資料館(ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館)
30	30	埼玉県立歴史と民俗の博物館	68	76	本庄早稲田の杜ミュージアム
31	31	さいたま市岩槻人形博物館	69	77	三郷市立郷土資料館
32	32	さいたま市大宮盆栽美術館	70	78	ミニ博物館 地球&宇宙
33	33	さいたま市立博物館	71	79	宮代町郷土資料館
	34	(分館)岩槻郷土資料館	72	80	三芳町立歴史民俗資料館
	35	(分館)与野郷土資料館	73	81	毛呂山町歴史民俗資料館
	36	浦和くらしの博物館民家園	74	82	八潮市立資料館
	37	旧坂東家住宅見沼くらしっく館	75	83	(公財)山崎美術館
	38	さいたま市立浦和博物館	76	84	(一財)やまとーあーとみゅーじあむ
34	39	さいたま市立漫画会館	77	85	横瀬町歴史民俗資料館
35	40	さいたま水族館	78	86	吉見町埋蔵文化財センター
36	41	さいたま文学館	79	87	立正大学博物館
37	42	坂戸市立歴史民俗資料館	80	88	早稲田大学考古資料館
38	43	幸手市郷土資料館	81	89	蕨市立歴史民俗資料館
39	44	狭山市立博物館	【R7.4.1時点】合計 81館(分館込み89館)		
40	45	城西大学水田美術館	※R6年度中、R7年度当初 入退会なし		
41	46	女子栄養大学香川昇三・綾記念展示室			

令和6年度 緊急時相互支援検討委員会の実施報告について

1 会議日時（場所）

第1回 令和6年 6月11日（火）15:00～15:30（県立歴史と民俗の博物館 会議室 ※オンライン併用）

第2回 令和6年11月27日（水）10:30～11:20（オンライン開催）

2 委員会の構成 ＊令和5・6年度

	所属	氏名	地域等
委員長	県立歴史と民俗の博物館	内田 幸彦	埼玉博連事務局長
委員	県立近代美術館	篠原 優	南部地区
委員	平和資料館	山田 琴子	西部地区
委員	宮代町郷土資料館	横内 美穂	東・北部地区
委員	秩父美術館・佛教資料館	西 勝寿	秩父地区

事務局：歴史と民俗の博物館（企画担当）

3 報告

(1) 第1回委員会

緊急時連絡訓練の内容について検討を行い、令和6年度は水害による災害を想定して実施することとした。

(2) 緊急時連絡訓練の実施

令和6年9月1日～9月29日の期間で加盟館園81施設を対象とした緊急時連絡訓練が実施された。

(3) 第2回委員会

緊急時の連絡体制の課題や改善点について話し合いを行った。

また、「県内文化財防災関係団体による県内会合」への当会としての対応についても検討を行った。

合わせて、埼玉博連加盟館園でのいわゆる「資料防災マニュアル」の整備状況や、これまでの被災経験の有無についての実態を把握するため、加盟館園への調査を実施することとした。

(4) 県内文化財防災関係団体による県内会合

県文化財・博物館課を中心とした文保協、埼玉史協、埼玉博連による「県内会合」の会議が令和6年10月25日、令和7年2月7日の2回開催され、当委員会の委員が出席し地域の文化財防災に係る関係団体の連携強化についての議論を行った。

令和6年度から各団体における緊急時連絡訓練において統一様式の試験的な導入がなされたが、そのなかで明らかになった問題点等についての検討などが行われた。

その結果、問題とされた内容の修正等を実施しながら令和7年度も統一様式による訓練を継続することとなった。

(5) 「資料防災マニュアル」整備状況等の調査

令和7年2月に、全加盟館園全てを対象に①「資料防災マニュアル」の整備状況、②自然災害による被災の有無について調査を行った。

その結果、68/81 館園からの回答があり、①については整備済が10、整備中が2、整備予定あり23、整備予定なし32であり、まだまだ整備が進んでいないという現状が明らかとなった。また、②についても自然災害によって休館等の措置をとったことがある館園が19と、かなりの数に上ることも判明した。

特に②については個別の被災の概要も回答いただいているので、各加盟館園における自然災害への備えの参考事例として、どのような形で活用できるのかを今後委員会で検討していく。

4 情報収集・情報提供

令和6年6月17日に大雨による被害状況、8月15日に台風7号による被害状況、9月1日に台風10号による各加盟館園の被害状況について照会を行った。

被害の報告は複数寄せられたが、各館園での対応となり、特に埼玉博連として対応を実施した事例はなかった。

5 研修会の実施について ＊東日本大震災後に3団体で連携して実施。

関係団体と下記のとおり実施した。

名 称：令和6年度文化財レスキュー・防災研修会

日 時：令和7年2月7日（金）

共 催：埼玉県文化財保護協会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会

会 場：埼玉県立歴史と民俗の博物館 講堂

講 演：「博物館空間を再現した振動台実験について」

東京国立博物館 学芸研究部保存科学課予測保存研究室研究員 黄川田 翔 氏
「AL 免震装置の概要と実験成果」

埼玉大学理工学研究科教授、社会変革研究センター・レジリエント社会研究部
門長 齊藤 正人 氏

令和6年度 南部地域事業報告

チーフ館名：さいたま市立博物館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
第1回 南部地域会議	5月30日(木)	(1) 令和5年度事業報告及び決算について (2) 令和6年度事業計画及び予算案について (3) 令和7年度地域振興支援事業について (4) 役員輪番表について (5) その他	さいたま市立博物館
第2回 南部地域会議	3月19日(水)	(1) 令和6年度事業報告及び決算について (2) 令和7年度事業計画及び予算案について (3) 令和8年度地域振興支援事業について (4) 役員輪番表について (5) その他	さいたま市立博物館

2 活動・事業等(※実績については、参加人数等の具体的な数字を入れてください。)

名称	概要
南部地域研修会	令和6年8月28日(水) 実施 会場 さいたま市岩槻人形博物館 ・講習会「さいたま市岩槻人形博物館の人形修復について」 講師：岩槻人形博物館修復技術者 長井まみ 同 足立収一 岩槻人形博物館学芸員 蟹沢真弓 ・見学会 企画展「にんばくの人形修復～文化財を未来へ～」 ・オプションツアー「鈴木酒造株式会社酒蔵資料館見学」 参加人数：22人(事務局含む)(うち他地域から7館8名参加)
南部地域見学会	令和7年3月19日(水) 第2回南部地域会議開催後に実施 会場 さいたま市立博物館 ・企画展「地図で見るさいたまの近代」見学 参加人数：12人(事務局含む)

3 その他特記すべき事項

--

令和6年度 南部地域 決算報告

チーフ館名： さいたま市立博物館
令和7年3月31日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	398,839	398,839	0	
地域別連絡協議会費	81,000	81,000	0	
地域振興支援事業補助金	0		0	
雑収入	0	236	236	利息
計	479,839	480,075	236	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	3,000	2,155	845	振込手数料
通信費	3,000	0	3,000	
事業費	200,000	35,100	164,900	南部地域研修会入館料 5,100円 南部地域研修会講師謝金 30,000円
予備費	273,839	0	273,839	
計	479,839	37,255	442,584	

3 差引残額

収入済額		支出済額		差引残額(次年度へ繰越し)
480,075	—	37,255	=	442,820 円

令和6年度 西部地域活動報告

チーフ館名：嵐山史跡の博物館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
西部地域会議総会	4月25日(木)	①令和5年度事業報告及び決算について②令和6年度事業計画(案)・予算(案)、および新規事業について③令和6年度役割分担について④会計規程の一部改訂について	国立女性教育会館
第1回新規事業検討部会	5月9日(木)	令和6年度事業(埼玉ミュージアムカード事業)について	朝霞市博物館
第2回新規事業検討部会	1月24日(金)	埼玉ミュージアムカード事業の実施報告について	所沢航空発祥記念
第3回新規事業検討部会	2月20日(木)	埼玉ミュージアムカード事業の次年度への継続について	川越市立博物館

2 活動・事業等(※実績については、参加人数等の具体的な数字を入れてください。)

名称	概要
埼玉ミュージアムカード事業	実施期間 令和6年10月12日(土)～12月15日(日) 実施内容 埼博連西部地域会議の加盟各館園での利用者の回遊性を高めることを目的に、加盟25施設のミュージアムカードを作成し、入館者に配布した。 配布枚数 ミュージアムカード23,347枚、チラシ6,100枚
研修会	開催月日 1月24日(金) 講座内容 「博物館資料デジタル化の実際と可能性」 講師：榎堀内カラー アーカイブサポートセンター 肥田康氏 参加者 23名 会場 会場所沢航空発祥記念館

3 その他特記すべき事項

埼玉ミュージアムカード事業は、次年度に各施設のミュージアムカードを増し刷りして、再度7月から年度末まで実施予定。
--

令和6年度 西部地域 決算報告

チーフ館名：埼玉県立嵐山史跡の博物館

1 収入の部（円）

令和7年3月31日

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	770,941	770,941	0	
地域別連絡協議会費	81,000	81,000	0	
地域振興支援事業補助金	0	0	0	
雑収入	5	69	64	
計	851,946	852,010	64	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	20,000	18,976	1,024	振込手数料(繰越金)770円 費用弁償(部会)2,900円 費用弁償(総会)4,890円 費用弁償(研修会)4,396円 会場使用料(総会)2,130円 振込手数料440円 費用弁償(部会)3,450円
通信費	2,000	288	1,712	総会開催通知郵券2件
事業費	677,498	464,805	212,693	のぼり旗製作委託70,675円 チラシ・カード印刷委託393,250円 振込手数料440×2=880円
予備費	152,448	0	152,448	
計	851,946	484,069	367,877	

3 差引残額

収入済額		支出済額		差引残額(次年度へ繰越し)
852,010	—	484,069	=	367,941 円

令和6年度 東北部地域活動報告

チーフ館名：久喜市立郷土資料館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
総会	6月13日(木)	①令和5年度事業報告・決算報告 ②令和6年度役員・事務局について ③令和6年度事業計画・予算について ④スタンプラリー事業について ⑤会計規程の一部見直しについて	久喜市立 郷土資料館
会議(研修会)	11月21日(木)	①令和6年度スタンプラリー実施報告 ②令和7年度地域振興支援事業補助金について ③令和7年度の計画について	県立川の博物館

2 活動・事業等(※実績については、参加人数等の具体的な数字を入れてください。)

名称	概要
令和6年度 彩の国 東・北部ミュージアム スタンプラリー	開催期間 8月1日(木)～9月29日(日) 参加加盟館 当地域協議会参加の24館 景品配布数 シャープペン(スタンプ3つ) 325本 トートバッグ(スタンプ6つ) 137袋 埴輪貯金箱() 27個 台紙配布数 9,360枚
研修会	開催日 11月21日(木) 会 場 県立川の博物館 参加者数 15館園17名※他地域1館園1名を含む 研修内容 「野外展示を展開する川の博物館の特徴について」と題し、県立川の博物館の藤田宏之学芸員による講演後、屋外展示物等の見学を行った。

3 その他特記すべき事項

令和6年度 東・北地域 決算報告

チーフ館名： 久喜市立郷土資料館
令和7年3月31日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	52,170	52,170	0	令和5年度からの繰越金
地域別連絡協議会費	81,000	81,000	0	
地域振興支援事業補助金	200,000	200,000	0	
雑収入	0	39	39	預金利息
計	333,170	333,209	39	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	4,000	0	4,000	
通信費	10,000	380	9,620	切手代
事業費	311,650	243,948	67,702	のぼり旗24枚42,548円 郵送料4,830円 スタンプラリー景品(トートバッグ750袋) 196,350円 振込手数料2件220円
予備費	7,520	0	7,520	
計	333,170	244,328	88,842	

3 差引残額

収入済額		支出済額		差引残額(次年度へ繰越し)
333,209	—	244,328	=	88,881 円

令和6年度 秩父地域活動報告

チーフ館名：埼玉県立自然の博物館

1 会議

名称	開催月日(曜日)	議題	備考(会場等)
第1回総会	6月26日(水)	①令和5年度決算 ②令和6年度予算 ③その他	会場：小鹿野町 おがの化石館
第2回総会	3月6日(木)	①役員改選 ②令和7年度事業計画 ③その他	会場：埼玉県立 自然の博物館

2 活動・事業等（※実績については、参加人数等の具体的な数字を入れてください。）

名称	概要

3 その他特記すべき事項

令和7年度地域振興支援事業補助金申請

令和6年度 秩父地域 決算報告

チーフ館名： 埼玉県立自然の博物館
令和7年3月31日

1 収入の部（円）

項目	予算額	収入額	比較増減	備考
繰越金	3,370	3,370	0	
地域別連絡協議会費	81,000	81,000	0	
地域振興支援事業補助金	0	0	0	
雑収入	0	34	34	預金利子
計	84,370	84,404	34	

2 支出の部（円）

項目	予算額	支出額	執行残	備考
事務費	0	0	0	
通信費	0	0	0	
事業費	0	0	0	
予備費	84,370	0	84,370	
計	84,370	0	84,370	

3 差引残額

収入済額 84,404 支出済額 0 差引残額(次年度へ繰越し) 84,404 円

令和6年度 地域振興支援事業審査委員会の実施報告について
(令和6年度事業実績報告・令和7年度事業補助金交付対象の決定)

1 日時（場所）

令和7年1月29日（水）10:00～11:10（県立歴史と民俗の博物館 2階 会議室）

2 委員会の構成

	所属	氏名	地域等
委員長	県立歴史と民俗の博物館	内田 幸彦	埼玉博連事務局長
委員	鉄道博物館	大場 喜幸	南部地区
委員	入間市博物館 ALIT	大久保 卓	西部地区
委員	草加市立歴史民俗資料館	細川 昭二	東・北部地区
委員	横瀬町歴史民俗資料館	小俣 敏孝	秩父地区

事務局：歴史と民俗の博物館（企画担当）

3 令和6年度事業採択地域・令和7年度事業申請地域

	所属	地域等
R6 採択地域 チーフ館	久喜市立郷土資料館	東・北部地区
R7 申請地域 チーフ館	埼玉県立自然の博物館	秩父地区

4 結果

(1) 令和6年度地域振興支援事業の実績報告について

令和6年度は「彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー」（申請者：東・北部地域）を実施した。審査の結果、補助金額は 200,000 円で確定し、返還額はなしとした。

[事業名] 令和6年度 彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー

[報告館] 東・北部地域チーフ館（久喜市立郷土資料館）

[実施期間] 令和6年8月1日（木）～9月29日（日）

[補助金交付申請額] 200,000 円

(2) 令和7年度地域振興支援事業補助金交付申請の審査について

令和7年度は「秩父地域館スタンプラリー」（申請者：秩父地域）が審査の結果、採択された。

[事業名] 埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館スタンプラリー

[申請館] 秩父地域チーフ館（埼玉県立自然の博物館）

[実施期間] 令和7年7月19日（土）～9月7日（日）（予定）

[補助金交付申請額] 100,000 円

様式4号

令和6年10月27日

埼玉県博物館連絡協議会会長 様

久喜市立郷土資料館
館長 小林 純

令和6年度埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金実績報告書
下記の事業が終了しましたので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名称 令和6年度 彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー
- 2 事業期間 令和6年8月1日(木)～9月29日(日)
- 3 事業概要 東・北部地域加盟館園をめぐるスタンプラリーを行う。
3館分のスタンプ収集で「シャープペンシル」、6館分のスタンプ収集で「オリジナルトートバッグ」を交換する。
- 4 決算額 243,948円（うち200,000円が地域振興支援事業補助金）
- 5 事業実施による効果
事業開始時、各館園にスタンプラリー台紙データを提供し、各館園で必要部数をコピー等で対応した。
実施時期は小・中学生が夏季休業中である8月を含む来館しやすい期間とした。
彩の国東・北部ミュージアムスタンプラリーの実施により、広く東・北部地域の博物館の魅力や特色を伝えることができた。
なお、最終的な成果（配布景品数）は別添のとおりである。

6 添付書類

- (1)当該事業の収支決算書（別紙１）
- (2)契約書・領収書等の貼付票（別紙２）
- (3)その他参考資料

久喜市立郷土資料館

担当者名 永澤 豊和

連絡先 住 所 久喜市鷺宮 5－3 3－1

電 話 0480-57-1200

Email kyodoshiryokan@city.kuki.lg.jp

令和6年度 ミュージアムスタンプラリー 事業報告

- 1 事業名称 令和6年度 彩の国 東・北部ミュージアムスタンプラリー
- 2 事業期間 令和6年8月1日(木)～9月29日(日)
- 3 実施場所 埼玉県博物館連絡協議会 東・北部ブロック加盟館園 24館
- 4 事業概要

ブロック加盟館園の周遊・利用促進を図るため、スタンプラリーを実施し、スタンプを規定数収集した参加者(中学生以下)に景品(スタンプ3個でシャープペンシル、スタンプ6個でオリジナルトートバッグまたは埴輪貯金箱)を進呈した。今年度は在庫のシャープペンシル、埴輪貯金箱に加え、埼玉県博物館連絡協議会の地域振興支援事業補助金を得て新規にオリジナルトートバッグを作成し実施した。

5 支 出

景品購入費 オリジナルトートバッグ 単価 238 円×750 袋+税=196,350 円
 雑費 振込手数料 110 円×1 回=110 円
 幟旗購入費 啓発用幟旗 38,680 円×1 式(24 枚)+税=42,548 円
 雑費 振込手数料 110 円×1 回=110 円
 幟旗郵送料 210 円×23 枚=4,830 円

合計 243,948 円

6 成 果

(1) 景品等配布

	各配布数	終了時在庫
台紙	9,360枚 (9,570枚)	—
シャープペンシル	325本 (347本)	802本
オリジナルトートバッグ	137袋 (—)	568袋
埴輪貯金箱	27個	43個

※ () は前年度実績

(2) 各館園の景品配布

館名	シャープペンシル 配布数	トートバッグ 配布数	埴輪貯金箱 配布数
上里町郷土資料館	2 5	0	0
本庄早稲田の杜ミュージアム	3 1	7	1
早稲田大学考古資料館	4	3	0
神川町文化財展示室	2 7	2	2
埼玉県立川の博物館	1 3	7	2
鉢形城歴史館	1 0	2	3
熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料 展示室	2 1	2 5	7
立正大学博物館	2	0	0
長島記念館	6	0	1
行田市郷土博物館	1 5	1	2
埼玉県立さきたま史跡の博物館	2 5	4	2
羽生市立郷土資料館	2 1	1 0	0
さいたま水族館	1 6	1 3	0
久喜市立郷土資料館	2 0	5	0
幸手市郷土資料館	1 0	1 3	2
白岡市立歴史資料館	2 4	1 4	0
日本工業大学工業技術博物館	6	4	0
宮代町郷土資料館	8	1 0	2
蓮田市文化財展示館	1 1	3	0
春日部市郷土博物館	1 1	8	0
草加市立歴史民俗資料館	6	5	1
ミニ博物館 地球&宇宙	3	0	0
八潮市立資料館	8	0	0
三郷市立郷土資料館	2	1	2
合計	3 2 5	1 3 7	2 7

別紙 1 (様式 4 号)

収 支 決 算 書

1. 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
地域振興支援事業 補助金	200,000円	
地域別連絡協議会 費	43,948円	
計	243,948円	

2. 支出の部

区 分	予算額(決算額)	積 算 内 訳
のぼり旗代	42,548円	棒状加工のぼり旗一式(24枚) ※データ調整、発送費含む
振込手数料	110円	のぼり旗用
郵送切手代	4,830円	210円×23枚
オリジナル トートバッグ	196,350円	@238円×750袋×税
振込手数料	110円	オリジナルトートバッグ用
	以下余白	
計	243,948円	

様式1号

令和6年12月18日

埼玉県博物館連絡協議会会長様

申請者 埼玉県立自然の博物館
 代表者 館長 高津 導

令和7年度 埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金交付申請書
 下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて、標記補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業名称
埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館スタンプラリー
- 2 事業期間
令和7年7月19日（土）～9月7日（日）（予定）
- 3 事業概要
秩父地域加盟館10館を巡るスタンプラリーを行う。
10館のうち4館のスタンプを集め、各館でスタンプ台紙と景品「オリジナルフェイスタオル」を交換する。
- 4 補助金交付申請額
100,000円
- 5 添付書類
 - (1)当該事業の実施計画書（別紙1）
 - (2)当該事業の収支予算書（別紙2）
 - (3)その他参考資料

チーフ館名 埼玉県立自然の博物館
 担当者名 担当部長 加藤 浩一
 連絡先 住所 秩父郡長瀬町長瀬 1417 番地 1
 電話 (0494) 66-0407
 e-mail t6604042@pref.saitama.lg.jp

別紙 1（様式 1 号）

埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業実施計画書

1 事業名称

埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館スタンプラリー

2 事業期間

令和 7 年 7 月 19 日（土）～9 月 7 日（日）（予定）

3 事業概要

秩父地域加盟館 10 館を巡るスタンプラリーを行う。

10 館のうち 4 館のスタンプを集め、各館でスタンプ台紙と景品「オリジナルフェイスタオル」を交換する。

実施時期を観光客がにぎわう夏季とし、地元の方々のみならず、観光に来た方々に秩父の自然や文化、芸術を知っていただく機会を提供しようとするものである。参加者はスタンプを集める楽しみを感じながら、個性豊かな秩父地域館を巡り、各館の魅力を知ることができる。より多くの方に参加していただき、各館の情報発信の機会とする。

4 補助金交付申請額

100,000 円

5 事業実施により見込める効果（事業への参加者数等）

観光シーズンの開催であるため、地元も方々だけでなく県内外問わず、様々な地域の方々に秩父の自然や文化、芸術について知っていただくことができる。

各館の専門分野によっては、来館者の年齢層が偏りがちであるが、これまで実施したスタンプラリー参加者には家族連れからお年寄りまで幅広い年齢層の方がおり、多くの方に秩父地域の加盟館を知っていただく機会となる。

6 その他（事業の詳細や過去の実績など）

過去の実績

- ・令和元年度 事業名「埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館 スタンプラリー」

実施時期：7 月 20 日（土）～8 月 26 日（月）

景品：オリジナル T シャツ 80 部、オリジナルハンドタオル 268 部（前年度残）を用意し、T シャツ 64 部、ハンドタオル 186 部を配布した。

- ・令和 3 年度 事業名「埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館 スタンプラリー」

実施時期：7 月 20 日（土）～9 月 29 日（日）

景品：オリジナルフェイスタオル３００枚（令和３年度 埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金交付により作成）を用意し、２９０枚を配布した。

- ・令和５年度 事業名「埼玉県博物館連絡協議会 秩父地域館 スタンプラリー」

実施時期：７月２２日（土）～９月１０日（日）

景品：オリジナルフェイスタオル３００枚（令和３年度 埼玉県博物館連絡協議会地域振興支援事業補助金交付により作成）を用意し、２３１枚を配布した。

別紙 2 (様式 1 号)

収 支 予 算 書

1. 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳
地域振興支援事業 補助金	100,000円	申請額
繰入	84,370円	令和6年度地域別連絡協議会費繰越金 より
繰入	4,930円	令和7年度地域別連絡協議会費より
	円	
	円	
計	189,300円	

2. 支出の部

区 分	予算額(決算額)	積 算 内 訳
タオル代	102,000円	340円×300枚
プリント代	39,000円	一式
型代	14,000円	一式
色上質紙	8,000円	4円×2,000枚
消費税	16,300円	
雑費	10,000円	通信費等
計	189,300円	

埼玉県博物館連絡協議会会計規程の一部改正について（報告）

埼玉県財務規則の一部改正を受け、下記のとおり、埼玉県博物館連絡協議会会計規程の一部を改正したので報告します。

記

1 改正内容

改正後	改正前
埼玉県博物館連絡協議会会計規程	埼玉県博物館連絡協議会会計規程
第1条～第24条（略）	第1条～第24条（略）
（随意契約によることができる予定価格）	（随意契約によることができる予定価格）
第25条 次の各号に掲げる契約の種類 に応じ、当該各号に定める額とする。	第25条 次の各号に掲げる契約の種類 に応じ、当該各号に定める額とする。
（1）工事又は製造の請負 400万円	（1）工事又は製造の請負 250万円
（2）財産の買入れ 300万円	（2）財産の買入れ 160万円
（3）物件の借入れ 150万円	（3）物件の借入れ 80万円
（4）財産の売払い 100万円	（4）財産の売払い 50万円
（5）物件の貸付け 50万円	（5）物件の貸付け 30万円
（6）前各号に掲げるもの以外のもの 200万円	（6）前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
第26条～第40条（略）	第26条～第40条（略）

2 施行期日

令和7年4月1日

埼玉県博物館連絡協議会会則

(名称)

第一条 本会は、埼玉県博物館連絡協議会と称する。

(所在)

第二条 本会は、事務局を会長の所属する博物館（類似の施設を含む。以下同じ。）に置く。

(目的)

第三条 本会は、各博物館相互の連携を緊密にし、博物館事業の振興を図ることを目的とする。

(地域別連絡協議会)

第四条 本会の事業を円滑に遂行するため、県内を4地域（南部、東・北部、西部、秩父）に分け、それぞれに地域別連絡協議会を設置する。

2 地域別連絡協議会の運営に関し必要な事項は、各々の地域別連絡協議会において定めるものとする。

(事業)

第五条 本会は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究会・研修会・視察などの開催
- 二 情報の交換
- 三 会誌・研究物の刊行
- 四 災害時における相互支援活動
- 五 その他必要な事業

(会員及び会費)

第六条 本会は、埼玉県内の博物館を会員として組織し、会員は、次項に定める会費を毎年度納入するものとする。

2 会費は、毎年度4月1日現在のそれぞれの博物館の職員数に応じて、次の各号に定める額とする。ただし、この規定により難しい場合は、一会員10,000円とする。

- 一 1人から 5人まで 10,000円
- 二 6人から10人まで 14,000円
- 三 11人以上 21,000円

(役員)

第七条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

(役員の職務)

第八条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 理事は、会長及び副会長とともに役員会を組織し、会務を整理する。
- 四 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第九条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 一 会長及び副会長は、理事が互選し、総会で承認する。
- 二 理事は、南部、東・北部、西部、秩父の各地域の会員からそれぞれ選出し、総会で承認する。

三 監事は、役員会で推薦し、総会で承認する。

(役員任期)

第十条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第十一条 本会に、顧問を置くことができる。ただし、任期は2年とする。

(会議)

第十二条 本会の会議は、総会及び役員会とする。また、必要に応じて委員会等を置くことができる。

2 会議は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3 議事は、出席会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第十三条 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- 一 会則の改正
- 二 事業計画及び予算
- 三 事業報告及び決算
- 四 役員選任
- 五 その他重要な事項

(役員会)

第十四条 役員会は、会長が必要と認めたときに開き、次の事項を審議する。

- 一 総会への提案事項
- 二 その他必要な事項

(表彰等)

第十五条 本会（加盟の館及び園を含む。）の振興に著しい功績があった場合又は本会の事業推進に積極的な協力があった場合は、その都度、役員会の承認を得て、これを表彰し、又は感謝の意を表することができる。

(経費)

第十六条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第十七条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 総会前の事業及び予算の必要な範囲の執行については、会長の専決により行うことができる。

3 会計規程については、別に定める。

(事務局)

第十八条 本会の会務を処理するため、事務局に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 1名
- 三 幹事 若干名

(細則)

第十九条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この会則は、昭和49年10月30日から施行する。

平成7年4月28日一部改正

平成 1 1 年 4 月 2 8 日一部改正
平成 1 7 年 5 月 1 9 日一部改正
平成 1 8 年 5 月 3 1 日一部改正
平成 2 6 年 4 月 2 4 日一部改正
平成 2 8 年 4 月 2 2 日一部改正
令和 4 年 1 0 月 1 4 日一部改正

埼玉県博物館連絡協議会会計規程

（目的）

第1条 この規程は、埼玉県博物館連絡協議会（以下「埼博連」という。）会則第17条第3項の規定に基づき、埼博連の財務会計事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（予算の調製及び承認）

第2条 会長は、毎会計年度予算を調製し、及びこれを執行する。

2 前項の予算は、総会において承認を受けなければならない。

（会計の区分）

第3条 埼博連の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、一般会計と区分した経理を行う必要がある場合において、総会の議決によりこれを設置することができる。

3 各会計はそれぞれ独立し、単年度での会計を行うものとする。

（予算の区分）

第4条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質に従って、支出にあつてはその目的に従って、これを区分しなければならない。

（補正予算）

第5条 予算の承認後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときには、会長が専決して予算を補正し、総会において承認を受けなければならない。

（予算の流用）

第6条 会長は、予算の執行上必要があると認められる場合においては、支出予算の経費の金額について流用をすることができる。

（予備費）

第7条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収入支出予算に予備費を計上することができる。

2 会長は、必要に応じて予備費を充当することができる。

（歳計余剰金の処分）

第8条 各事業において決算上余剰金を生じたときは、次の会計年度の事業の収入に編入することができる。

（決算）

第9条 会長は、会計年度毎に決算を調製しなければならない。

- 2 前項の決算は、証拠書類とあわせて監事の監査に付さなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により監査に付した決算を監事の意見を付けて総会に提出し、承認を受けなければならない。

(監査)

第10条 監事は、各事業終了後、埼博連の財務及び事業の執行状況等について監査を行わなければならない。

(収入及び支出命令の権限の委任)

第11条 会長は、収入及び支出の命令の権限を事務局長に委任する。

(収支命令権者)

第12条 事務局長は、収入伺い及び支出伺いを確認し決裁する。

(予算執行担当者)

第13条 事務局長は、予算執行の事務に当たる幹事（以下「予算執行担当者」という。）を設置し、収入及び支出に関する業務をさせることができる。

(出納責任者)

第14条 事務局長は、現金出納の事務に当たる者（以下「出納責任者」という。）を設置し、事務局長の決裁終了後、収入伺い及び支出伺いに基づいて確認した上、収入及び支出をさせることができる。

- 2 出納責任者は、事務局次長をもって充てる。

(財産管理者)

第15条 事務局長は、財産管理の事務に当たる者（以下「財産管理者」とい。）を設置し、財産の管理をさせることができる。

- 2 財産管理者は、事務局次長をもって充てる。

(収入)

第16条 事務局長は、埼博連の収入をしようとするときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

- 2 前項の通知は、請求書を発行することにより行うものとする。ただし、その性質上、請求書により難い収入にあっては、これを省略することができる。

(督促)

第17条 納入義務者が納期限までに納入しないときは、督促をしなければならない。

(支出負担行為)

第18条 事務局長は、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを「支出負担行為」という。）をしようとするときは、予算の定めるところに従い、これをし

なければならない。

- 2 埼玉県財務規則（昭和38年埼玉県規則第18号。以下「県財務規則」という。）第15条の規定により、支出負担行為兼支出命令書によることができる経費については、支出負担行為と支出命令を兼ねて行うことができる。

（支出命令）

第19条 事務局長は、支出の命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認したうえでなければこれを命令してはならない。

- （1）予算の目的に違反していないこと
- （2）所属年度、支出科目、金額及び債権者に誤りがないこと。
- （3）予算額を超過していないこと。
- （4）その他財務に関する規定に違反していないこと。

- 2 支出の命令は、支出負担行為決議書により支出負担行為をしたものについては支出命令書により、その他のものについては支出負担行為兼支出命令書又は精算調書によるものとし、これらの書類には、請求書並びに契約書、その他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。ただし、経費の性質上請求書により難しいものにあつては、請求書の添付を要しない。

（資金前渡）

第20条 次の各号に掲げる経費については、埼博連の事務担当職員をして現金払いをさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- （1）式典、講演会その他の会合の場所において支払いを必要とする経費
- （2）即時支払いをしなければ購入し、利用し、又は使用することができないものの購入等に要する経費

（前渡資金の精算）

第21条 資金前渡を受けた職員は、前渡を受けた資金について、速やかに精算調書を作成し、債権者の領収書を添付して、収支命令権者の確認を受けなければならない。

- 2 精算による残金は、直ちに支出した科目に戻入しなければならない。

（契約）

第22条 売買、賃借、請負その他の契約は、競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

（契約書の作成）

第23条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- （1）契約当事者
- （2）契約目的
- （3）契約金額
- （4）契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払方法
- (7) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
- (8) 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第24条 契約金額が100万円未満の契約を行う場合は、契約書を省略することができる。この場合において、契約金額が50万円以上の契約するときは、前条に掲げる事項に準じる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

(随意契約によることができる予定価格)

第25条 次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 200万円

(見積書の徴取)

第26条 随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、10万円未満の契約をするとき、又は見積書を徴することが適当でないときは、この限りでない。

2 前項に規定する見積書は、10万円未満の契約をする場合を除き、2人以上から徴取しなければならない。ただし、2人以上の相手方から見積書を徴することが適当でない場合は、この限りではない。

(監督員等の指定)

第27条 事務局長は、契約の適正な履行を確保するため、監督又は検査をする者を指定することができる。

(財産の種類及び意義)

第28条 埼博連の財産は、次に掲げるものとし、その意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 金銭 現金
- (2) 債権 金銭の給付を目的とする権利
- (3) 物品 備品及び消耗品

(金銭の保管)

第29条 金銭は、金融機関に預貯金しなければならない。

2 事務局長は、預貯金通帳を定期的に確認するとともに、厳重に保管しなければならない。

（物品の管理）

第30条 事務局長は、財産目録を作成し、常に最善の注意を持ってその管理にあたらなければならない。

（物品の出納）

第31条 物品は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。ただし、消耗品の出納については、帳簿への記載を省略する。

（物品の処分）

第32条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合、又は使用目的が終了した場合は不用の決定をし、廃棄、売払い、譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

（備品の範囲）

第33条 この規程において備品とは、その性質又は形状を変えことなく比較的長期間使用に耐えるもので、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）一品の取得価格が10万円以上のもの
- （2）公印

（帳簿）

第34条 事務局長は、次に掲げる帳簿を備え、整理しておかななければならない。

- （1）現金出納簿
- （2）収入予算差引簿
- （3）支出予算差引簿
- （4）備品出納簿
- （5）その他必要と認められる帳簿

（証拠書類の保存期間）

第35条 この規程に定める帳簿、その他の書類の保存期間は、会計年度終了後5年間とする。

（職員の賠償責任）

第36条 事務局長若しくは事務局長を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員でこの規程で指定した者が故意又は重大な過失により規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことによ

り埼博連に損害を与えたときも、また同様とする。

(1) 支出負担行為

(2) 支出又は支払

- 2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

(事故の報告)

第37条 事務局長若しくは事務局長を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、事務局長若しくは事務局次長は、直ちにその事実を詳細に記載した書類を作成し、会長へ報告しなければならない。

(自己検査)

第38条 事務局長は、毎月一回以上次に掲げる事項の検査をしなければならない。

(1) 予算の執行の状況

(2) 収入の調定及び収納の状況

(3) 現金の出納保管の適否

(4) 財産の管理の状況

(5) 物品の出納保管の適否

(6) 債権の管理の状況

(7) 帳簿及び証拠書類の処理の適否

(外部検査)

第39条 事務局長は、年に一回以上前項に掲げる事項の検査を外部職員に検査させなければならない。

(その他)

第40条 この規程に定めるもののほか、埼博連の財務会計事務に関し必要な事項は、県財務規則を準用して処理するものとする。

附則

この規程は、令和4年10月14日から施行する。

令和7年4月1日一部改正